
第二章 復興の進め方

1. 時期区分

「復興計画〈第二次〉第二版」では、避難指示の解除を受け、長期に避難していた町民が住居の再建をはかり、帰還に向けた本格的な取り組みが進むことや、地区のコミュニティが図られるなど、一定程度の町民の帰還を目指す時期として、帰町目標を「平成 29 年春」と明示しました。

この帰町期（避難指示解除から帰町目標までの期間）は以下のような施策を進め、より多くの町民が帰町を選択し、町外の方も移住しやすい環境づくりを目指しました。

- * 生活関連サービス（買い物環境、医療、福祉等）の充実
- * 住宅再建・再取得の支援、公営住宅の更なる整備
- * 農業再開、商工業の再開や新規企業の進出等による雇用の確保
- * 地域コミュニティの再生
- * 安心できる子育て環境の整備 など

その結果、帰町目標の「平成 29 年春」には町内居住者が 1508 人、760 世帯(3 月 31 日現在)となり、町内居住率※が 2 割を超えています。

※町内居住率：当月末の住民基本台帳人口に対する町内居住者数の割合

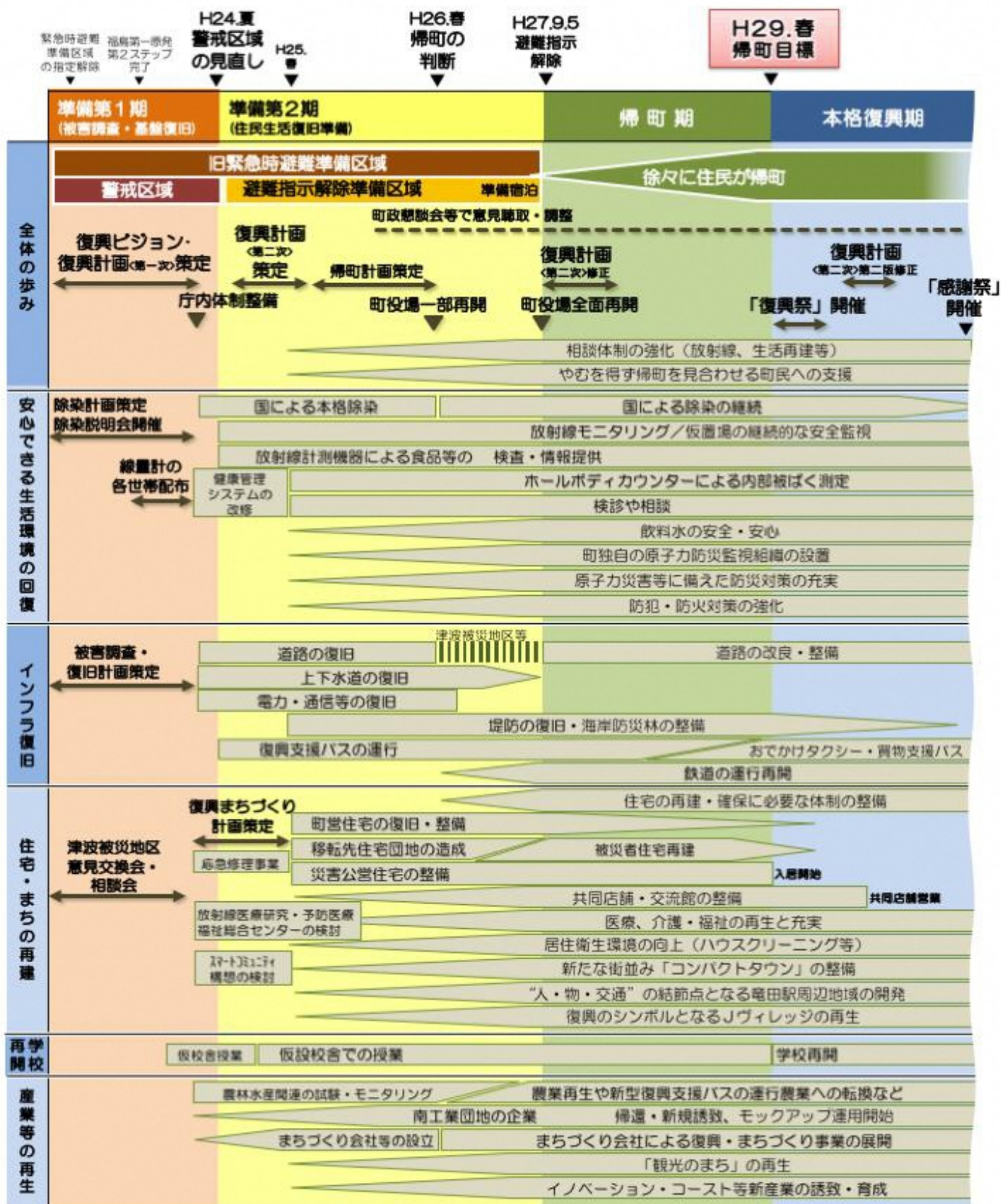
また、本格復興期（帰町目標～復興計画の計画期間である平成 32 年度まで）は、次の 2 つを目標として、それに必要な各種の施策を実施しています。

- * 町民全世帯の（帰町するか否かにかかわらず）生活再建を図る
- * 「新生ならは」への取り組みを本格化し、将来に向けた基礎を作り上げる

本計画では、上記のように定めた時期区分を踏襲し、これまでの取り組みを総括するとともに、残る本格復興期間中に推進すべき施策・取り組みを示していきます。

時期区分の目安と想定される状況

時期区分	目安となる時期	想定される状況
帰 町 期	避難指示解除 (平成 27 年 9 月 5 日) ┃ 帰町目標 (平成 29 年春)	・ 町のインフラは完全復旧 ・ 町役場は全面的に機能を戻して再開 ・ 町民は順次帰町を開始 ・ 津波被災地区などの住宅再建・確保が本格化 ・ 各種産業の再開や新規立地が始まる ・ イノベーション・コスト構想にもとづく、新産業誘致・育成が本格化
本格復興期	帰町目標 (平成 29 年春) ┃ 平成 32 年度	・ 津波被災地区などの住宅再建が完了、入居開始 ・ 町内での学校再開 ・ 多くの事業所が再開 ・ ボランティアなど町外との連携・交流が本格化



2. 復興を目指す新たな土地利用

2-1) 土地利用方針

災害に伴い、従来から徐々に進行していた若年層を中心とする人口の減少、高齢化・過疎化、農地等の耕作放棄の増加などが加速的に進むと懸念されます。一方で、避難指示が解除され、居住場所の移転、事業者の再開や企業の進出等により、新たな土地利用ニーズが発生しています。

復興への取り組みにあたっては、土地利用のニーズに的確に対応し、変化する情勢に応じて土地利用の誘導・調整を計画的に進めることが求められます。

(1) 防災のための土地利用方針

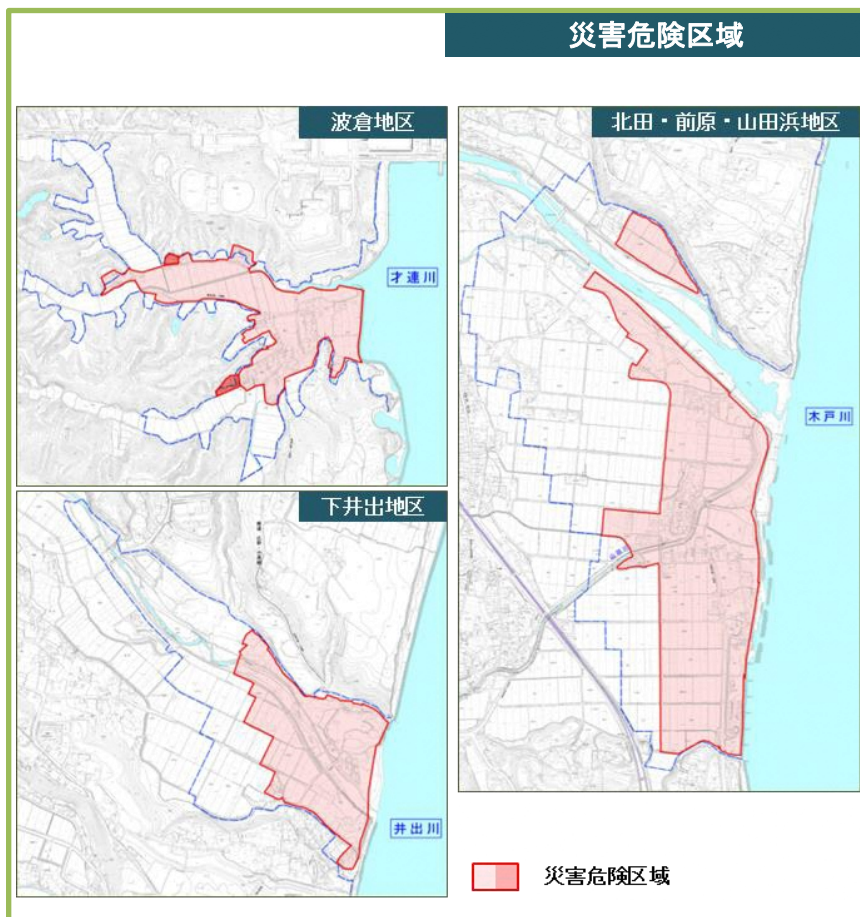
①安全で暮らしやすい移転先の確保

津波被災地域の世帯に対しては、再度の津波の被害を受けないよう、今回の浸水区域外の安全な場所に宅地を確保します。その移転先については、昔からのコミュニティ維持を重視し、被災集落コミュニティの意向を最大限に配慮して計画しました。

②津波防災地域づくりの総合的推進

福島県の津波シミュレーションをもとに、津波被災エリアおよび円滑な避難の確保のための施設整備を行う区域について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画区域の指定を検討することとしています。

その第一歩として町では、建築基準法に基づく災害危険区域を設定し、住宅などの建築を制限することとしました。



(2) 宅地や事業用地の供給方針

①コンパクトなまちづくり

町では、町民の日々の生活を支える中心的な場所を設定し、民間事業者によるサービス機能などを集約させることで、機能性を高めた「コンパクトなまちづくり」を目指します。

②新規人口・関係人口の受け皿づくりとしての土地利用

帰町する町民だけでなく、新たな産業等に関する流入人口のほか、仕事やボランティア・観光等での滞在経験から楡葉町を「第二の故郷」と感じてくれている人々、いつかは戻りたいと考えている町の出身者など、楡葉町への強い想いを抱き、繰り返し町を訪れてくれたり、将来的には移住を考えたりしている「関係人口」等の増加も考えられ、そうしたニーズの受け皿についても整備を進めます。

③被災原子力発電所近接ゾーンとしての土地利用

福島第一原子力発電所、同第二原子力発電所では、冷温停止状態の維持や今後の廃炉に向けての作業が継続されています。そうした活動が行われる近接自治体としての計画的土地利用を進めます。

④新たな産業集積促進のための土地利用

町では、企業の帰還と新たな産業育成への取り組みとして、南工業団地の再生、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想に基づくモックアップ施設（楡葉遠隔技術開発センター）を核とした民間の研究開発拠点や活動拠点の集積、さらには廃炉関連企業や新産業分野への産業転換による持続可能な企業の進出を目指します。

⑤土地利用の監視

今後、住民が帰町せずに土地を手放す動きと、新たな土地取得の動きが発生して、土地利用等の混乱が生じることも想定されます。また、今後のまちづくりを通して土地資産価値の回復・向上を図ることも町の復興として重要です。

そのため、土地利用の動向をきめ細かく把握することや、優良な住宅が供給されるよう適切に土地利用を誘導します。

(3) 次世代に受け渡す土地利用

土地を次世代に受け渡すためには、国による息の長い除染に取り組むだけでなく、地域の活性化、双葉郡における数十年間の人口・産業構造の大きな変化への対応、町の豊かさの大きな要素である農地や自然の回復などに適切に対処していくことが不可欠です。

①交通環境の整備・充実

避難路の確保のための浜街道（県道広野小高線）の整備、常磐自動車道利用のためのならはスマートインターチェンジの整備が終了しました。今後は、通勤・通学や暮らしのための交通環境の整備に取り組みます。

富岡駅まで運行再開し、2020 年春に全線が復旧するＪＲ常磐線についても、運行本数やダイ

ヤをより利便性を高めることや、特急の停車、直通運転を要請します。また、駅周辺の開発に取り組みます。

②豊かな自然の回復、農林水産に関する土地の維持、保全

これまで先祖伝来つくりあげられてきた経緯のある農地は、単なる農産物のほ場というだけでなく、のどかな田園風景による景観形成、貯水機能など重要な多くの役割を果たしています。それらを保全することにも気を配りながら、農地を有効に活用します。

町の西側に広がる山林については、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止するとともに、生息する動植物を長期間にわたって保護・観察し、現状をわかりやすく町民に伝える取り組みの重要性も訴えていきます。

2-2) 土地利用計画

復興計画〈第二次〉では、町の大まかな土地利用の計画を策定しました。それらの計画については、土地利用計画アクションプランの策定、農業再生プロジェクトの検討、その他個別の検討により、具体化が進んでいます。

(1) 土地利用の方向性

「檜葉町土地利用計画アクションプラン」（平成 26 年 4 月）では、本町の土地利用について「帰還町民、町内事業者に加え、新しい人々や産業を受け入れられるよう、生活・産業・交流の場をつくり、有機的に連携させるとともに、地の利を活かし、本町及び双葉郡の復興を最前線で支えることが重要」としてしています。さらには「震災前の土地利用や産業の状況を踏まえつつ、震災からの復興、それに伴う新たなニーズに対応するためには、農用地等との調和を図りながら、災害に強い地域づくりに向けた土地利用の転換が必要」でもあります。以上を踏まえて、今後の土地利用の方向性を次のように示しています。

今後の土地利用の方向性

**檜葉町及び双葉郡の復興を最前線で支える
「多様な人々が集う生活・産業・交流拠点」の形成**
～町民、長期避難者、復興従事者、町外からの観光等来訪者等に
『活力』と『明るい未来』を実感させるまちづくり～

檜葉町土地利用計画アクションプラン（平成 26 年 4 月）より

①町の復興をけん引する3つのエリア

土地利用の方向性に沿って「竜田駅東側エリア」「コンパクトタウン」「産業再生エリア」を形成しさらに、各エリアの方向性を設定しています。

各エリアにおける土地利用の方向性

【竜田駅東側エリアにおける土地利用の方向性】

- 事業所(事務所機能)エリアの形成
- 就業者・研究者のための居住・宿泊エリアの形成
- 円滑な移動をサポートする交通拠点の形成

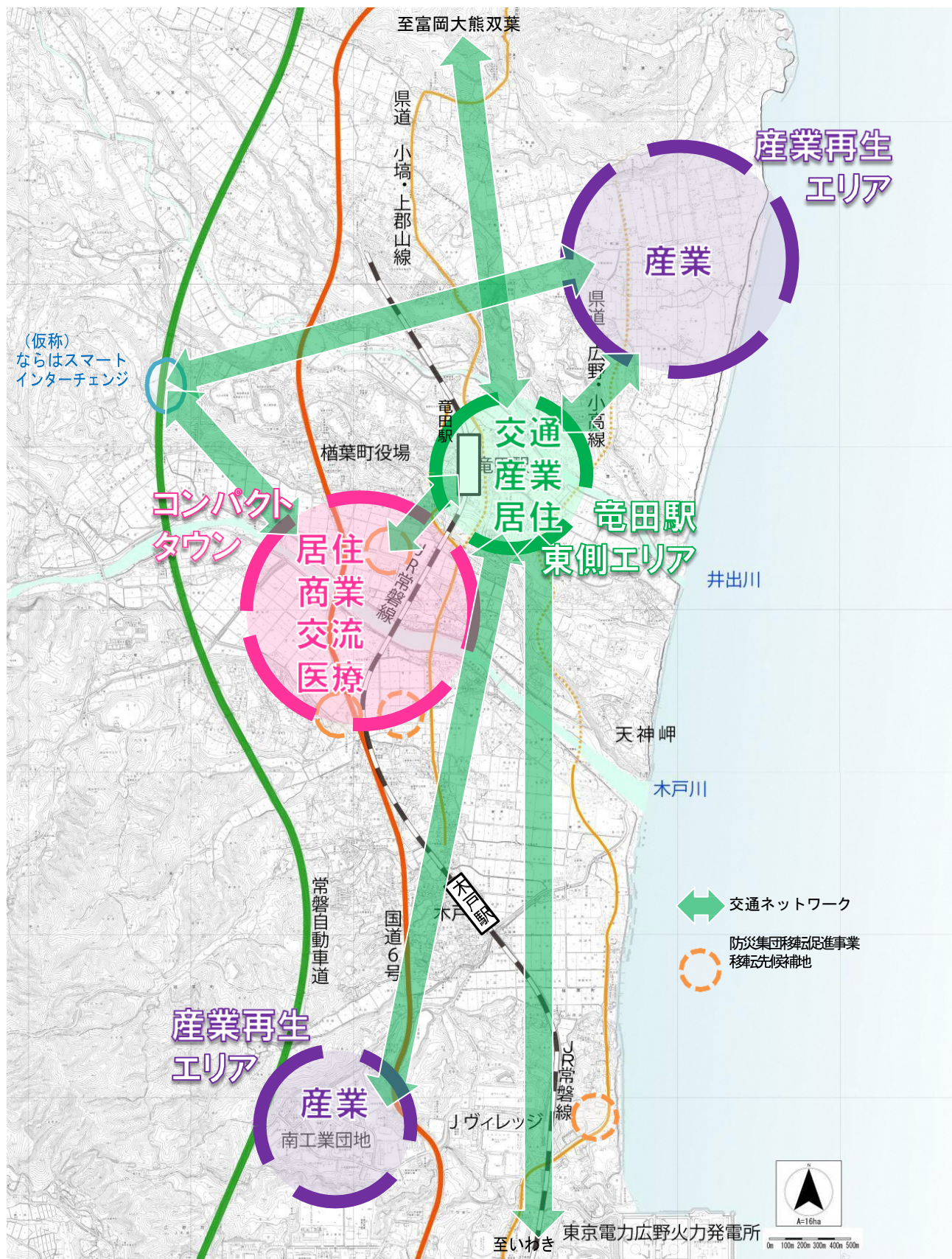
【コンパクトタウンにおける土地利用の方向性】

- 帰還町民・長期避難者・就業者・研究者のための居住・生活空間の形成
- 医療・福祉・商業・交流施設が集積した活力ある生活拠点の形成

【産業再生エリアにおける土地利用の方向性】

- モックアップ施設等に関連した廃炉企業等の集積する工業団地の形成
- 産業と連携する研究・実証拠点の形成と見学・視察ツアーの推進
- 産業技術集積ゾーンと幹線道路を結ぶ道路ネットワークの構築

檜葉町土地利用計画アクションプラン（平成 26 年 4 月）より



楢葉町土地利用計画アクションプラン（平成 26 年 4 月）より
今後の土地利用の方向性



土地利用計画図

（２）新しい住まいの確保と街並み形成

①復興拠点「コンパクトタウン」

コンパクトなまちづくりの核として、国道６号、中満・天神岬線に沿って、商業・医療を始めとする日常生活のサービス機能や住宅などを集約し、利便性が高く、賑わいのある新たな街並みを形成していきます。このエリアは、「笑ふるタウンならは」と命名されました。



住宅施設は地震・津波被災者向けの災害公営住宅のほか、町内外の住民を受け入れる分譲団地を整備しました。医療施設としては、県立のふたば復興診療所（ふたばリカーレ）が平成 28 年 2 月に診療開始したほか、商業施設として「ここなら笑店街」が完成し、町内事業者、ホームセンター等がテナントとして入居しています。また今後、コンパクトタウンに集まる人々の想いの空間として、木戸川沿いに親水公園の整備を進めます。

②防災集団移転による住宅移転

津波被災地域からの住宅移転については、被災前のコミュニティ及び住民の意向を踏まえつつ、移転先となる住宅団地が整備されました。



防災集団移転（一ツ屋団地）

(3) 竜田駅周辺開発エリア

① 竜田駅東側エリア

竜田駅東側エリアは、町民や廃炉関連企業の生活・事業を支援するため、地域の活動における多様な機能の結節拠点の実現を目指すこととして基本計画が策定され、現在、次の3つの方針に沿って整備が進んでいます。

竜田駅東側エリアに係る基本方針と整備する機能

方 針	整備する機能
企業活動拠点の充実	廃炉関連企業向けに事務所や、現場監理の事務作業等に使用できる貸事務所
企業就業者のための居住環境・生活サービス機能の充実	廃炉関連企業等に従事する就業者向け宿舎や長期滞在にも対応できる宿泊施設、就業者の日常生活をサポートする商業施設
交通結節点形成による地域住民の足の確保	JR 駅舎と連携する自由通路、駅前広場、共用駐車場、アクセス道路等

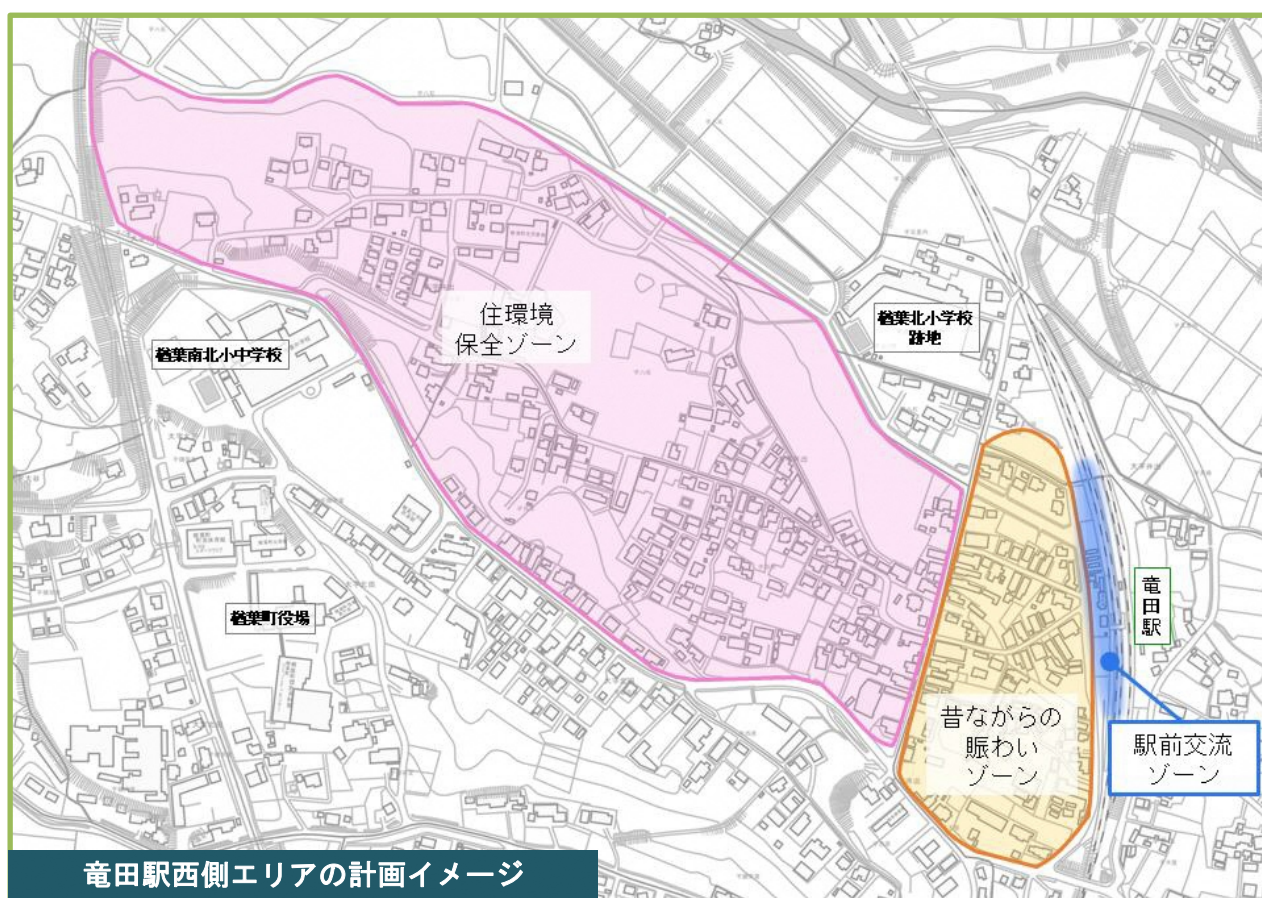


②竜田駅西側エリア

一方、土地の所有形態などの影響から、一帯的に空き地となる地域が見受けられる竜田駅西側エリアについては、住みやすい住環境を提供するため、竜田駅前という立地環境を活かし、下記のゾーンに分けて、整備を進めていきます。

【竜田駅西側エリアにおけるゾーン区分と各ゾーンの整備の方向性】

昔ながらの賑わいゾーン	檜葉町の商店街として地元商店等が集積していた、駅前通りを中心に昔ながらの賑わいゾーンを配置
駅前交流ゾーン	まちの玄関口であり、地域内外の人々が集まる西側駅前広場を中心に駅前交流ゾーンを配置
住環境保全ゾーン	住環境の保全を図るため住宅系市街地を中心に住環境保全ゾーンを配置



(4) 健康のまち榊葉

① J ヴィレッジの再生、防災・医療・観光等の多機能拠点整備

J ヴィレッジは、震災以降、福島第一原発の安定化などに向けた作業の前線基地として利用されてきましたが、県・町の復興のシンボルとして早期再開が位置付けられ、平成 27 年 1 月に策定された「『新生 J ヴィレッジ』復興・再整備計画」に基づいて、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの前年である平成 31 年 4 月に全面再開を果たしました。

町としては、榊葉町の復興を象徴する施設の再生を心から喜ぶとともに、施設内にあるメディカルセンターの活用を検討することで、J ヴィレッジと健康・医療・スポーツを結びつけたエリアとし、温泉施設のある「道の駅ならは」と連携した観光資源としても位置づけます。

一方、近隣の榊葉南工業団地では、オフサイトセンター及びモックアップ施設の運用が始まり、企業も順次再開しています。また、J ヴィレッジ及び道の駅ならはの再開に加えて J ヴィレッジ駅の開業など、労働人口や観光人口が増加しつつあります。そこで、J ヴィレッジ及び道の駅ならはに隣接し、国道 6 号に面したエリアを観光・健康・教育・交流・医療・救護・避難場所などのさまざまな機能を備えた多機能拠点として位置づけます。さらに、多機能拠点に対するアクセスの利便性を高めるため、木戸駅からの交通環境の整備も併せて進めていきます。

②観光の再生と健康・福祉の集積

天神岬やそこから見渡す海岸沿いの景色、木戸ダム、木戸川の渓流、さらには川を泳ぐ鮭・鮎などは、ふるさと榊葉を象徴する原風景であり、たいせつな観光資源でもあります。町の復興のため、これらを取り戻し、将来の世代に伝えていくとともに、健康づくりと関連づけた整備を進めます。

また、天神岬周辺にある福祉・介護施設などと連携しつつ、このエリアを健康・福祉の集積エリアとし、関連するサービス産業の育成・充実を図ります。

③スポーツと教育・文化の一体化

榊葉町をはじめ双葉郡の子どもたちが、将来にわたって住み慣れたふるさとで充実した教育を受けることができる環境を整えることは、地域の未来を担う人材を育成する上で不可欠です。

震災前に改築中だった榊葉中学校は、改築工事が完了し、グラウンドも再整備されました。近隣には新たに建設された屋内体育施設「ならはスカイアリーナ」や、総合グラウンドなどのスポーツ施設のほか、歴史資料館などの文化施設もあることから、これらを活用し、スポーツと教育・文化を一体的に推進していくエリアとして位置づけます。

(5) 工業・技術系の産業集積

①産業再生・研究拠点ゾーン

榊葉町には、従来から原子力発電所の立地町として培われてきた技術や技術者・事業者間のネットワークがあります。また、町の復興に向けて多くの事業者が榊葉町を拠点に活動することが予想されます。こうした技術・ネットワークの活用や新たな需要の取り込みにより、関連産業や

技術が集積する新たなゾーンとして形成し、相双地域における産業クラスターの一翼を担います。さらに、こうした集積により、国内外の技術者・研究者との交流促進も期待されます。世界中から多くの方の来訪を受けるような、世界へ発進力のある町を目指していきます。

なお、檜葉南工業団地は、再開を断念した企業がある一方で、新たに進出を希望している企業があります。町では、再開を断念した企業の用地を買い取って供給するなど、工業団地の再生を図っていきます。

②イノベーション・コースト構想を担う人材育成拠点の誘致

平成 28 年 4 月に運用開始した檜葉遠隔技術開発センター（モックアップ試験施設）を中核として、イノベーション・コースト構想に示されているさまざまな分野の人材育成を担う拠点の誘致を目指します。

この人材育成拠点では、国内外から研究者・技術者などが集まり、廃炉やロボット、再生可能エネルギー、農林水産産業など幅広い分野で浜通り地域の復興を担う若者を育成することとなります。J ヴィレッジに隣接し国道 6 号に面したエリア（上記の(4)① J ヴィレッジの再生、防災・医療・観光等の多機能拠点整備を計画しているエリア）にこのような拠点を整備することで、若年層を中心とする流入人口・関係人口が増え、活気あるまちとなることも期待されます。



写真提供：JAEA
檜葉遠隔技術開発センター（モックアップ試験施設）

③北部新産業ゾーン

北部新産業ゾーンは、現在、除染廃棄物の仮置場があり、また災害廃棄物の減容化処理を行う仮設焼却施設や固形化施設が立地するなど、町の復興を支える地域となっています。この地域では、将来的に、イノベーション・コースト構想で示されている新たな産業集積を目指し、スマート・エコパーク事業（先進的なリサイクル産業など）や再生可能エネルギーの導入などを支援し、循環型社会の形成に寄与する産業の誘致を目指すほか、廃炉関連企業や新産業分野への産業転換による持続可能な企業活動が展開される地域として位置づけています。

（6）農業の再生

①農業用地の利活用

町内には約 700ha に及ぶ農地があります。農業は町の基幹産業でしたが、これまでも後継者不足などの課題に直面していました。そうした実態を踏まえ、農業復興組合をはじめとする農業法人の育成など生産主体を強化して農業の再構築を図り、将来世代にわたって農業を続けていくことのできる環境をつくります。

当面は、特に中核となる農業者を中心に、農地の再生、集約・大規模化などの農業の再開を支援し、営農再開、販路確保への実績づくりを目指します。

②農業関連新産業

花き栽培などを始めとする作物への転換、高付加価値商品の開発など、植物工場、バイオ燃料などの新たな農業の産業化に向けたチャレンジを支援します。

③町民農園

営農とは異なりますが、「町民農園」を整備し住民に土とふれあう機会を提供することで、魅力あふれるふるさとづくりを進めていきます。コンパクトタウンの周辺などを中心に整備することで、農業経験者と居住者、あるいは居住者同士の交流につながることが期待されます。



トルコギキョウの栽培

(7) 地区別の復興まちづくり計画

①波倉地区の復興まちづくり

波倉地区は、東日本大震災による津波で大きな被害を受け、震災後は災害廃棄物の仮設焼却施設や固形化施設を受け入れて町の復興に貢献してきました。この地区の復興まちづくりのため、住民参加型のワークショップ等での検討を重ね、「楡葉町波倉地区復興計画」を策定しました。この中では、「復興を促進し、未来の波倉地区および町の新たな展開に挑戦するエリアの形成」を土地利用の方向性とし、4つのゾーンに分けて土地利用を計画するとともに、人と施設の連携を強化し、地区の魅力を向上させるソフト対策を計画しています。

波倉地区の土地利用ゾーン区分

新産業創出ゾーン (復興支援ゾーン)	・復興事業の促進 ・将来的な地域住民や企業等による先進的な産業の創出
地域交流促進ゾーン	・地域コミュニティの維持 ・神事等の歴史・伝統・文化の継承 ・地域活動や憩いの場
農業再生ゾーン	・農地や防災集団移転事業の移転元用地等の活用 ・原風景を取り戻す
津波防災・減災ゾーン	・東日本大震災の教訓を踏まえた災害に対して安全・安心な地域づくり

②上繁岡・繁岡地区の復興まちづくり

楡葉町内の北端に位置する上繁岡地区・繁岡地区には、震災後、特定廃棄物埋立処分施設の出入口・搬入路が整備されています。これらの地区の復興まちづくりのため、地域住民の皆さんに

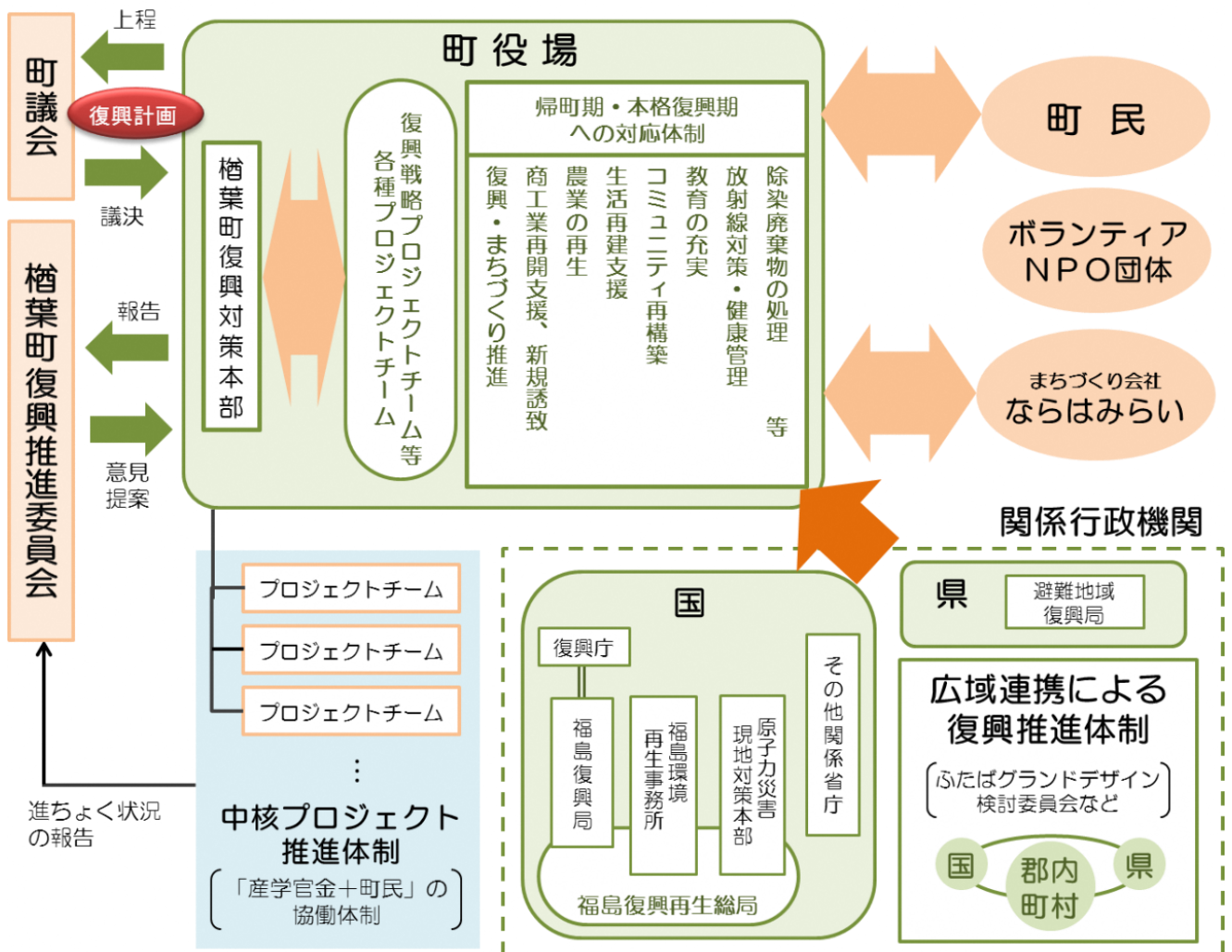
参加していただくワークショップを開催し、地域住民が集い、賑わいを創出する交流拠点を整備します。今後、住民自らが地区の将来を考えた復興まちづくりを進めていきます。



ワークショップでの検討風景

3. 復興への取り組みを支える仕組み

まちの復興に向けた取り組みは多種・多方面にわたることから、これを推進するためのしっかりとした仕組みが必要です。関係機関と連携を図りつつ、町役場と町民、町内各事業者などが一体となり、ともに復興に向けて歩み続ける体制を構築します（下図参照）。



復興推進体制の全体像

3-1) 新生檜葉に取り組む体制・仕組みづくり

(1) 町役場の体制整備

過去に例の無い原子力災害を克服していくには、放射線・放射能等への対応に加え、まちの復旧・復興と町民の生活再建を円滑に推進することが必要です。しかしながら、こうした復興業務には多くの困難を伴い、増大する業務にも迅速に対応していかなければなりません。

このため町役場では、町民から臨時職員を採用するほか、国及び都道府県・市町村及び民間企業に職員の長期派遣を要請し、人員の確保に努めるとともに、放射線対策、生活支援、復興推進に関する担当課の新設などを行い、新たな課題への対応を図ってきました。

①帰町期、本格復興期に向けた体制の整備

町では、放射線対策、生活支援、復興推進、新産業創造、政策広報などの課・室の新設などを行い、さまざまな取り組みを実施しているところですが、避難指示解除によって、町への帰還、あるいは避難先等での生活再建が本格化することに伴い、町民の生活再建への取り組みや必要となる支援ニーズは変化しています。

本格復興期が終了する状況を見極めながら、暮らしの平常化を目指しつつ、新たなまちづくりにおける課題に適切に対応できる体制の検討・整備を進めます。

②復興戦略プロジェクトチームの設置

複合災害からの復興に向けて取り組む中で、町役場内の複数の課にまたがり、一つの担当課だけでは対応しきれない困難な課題に直面することも少なくありません。こうした課題に対しては、課の枠組みを超えて、機動的かつ柔軟に対応できる体制が必要となります。

このため、町役場内に、各課職員で構成する「復興戦略プロジェクトチーム」を設置し、帰町に向けて、各種施策が滞りなく進展するよう工程管理を行いつつ、横断的な課題を解決する施策立案及び実施を推進しています。

(2) 中核プロジェクトの推進体制

復興に向けて、新たな取り組みを推進するためには、企画力や人的ネットワーク、専門性などを持つ人材を確保することが必要です。このため、町役場をはじめとする行政機関、大学・研究機関などの有識者、町民や関連事業者・民間団体の代表者、金融機関など「産学官金」の協働による中核プロジェクトを推進することとしました。

これまでに4つの中核プロジェクトを設置し、課題や方向性等について検討しました。

①放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）プロジェクト（平成24年度）

②まちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」プロジェクト（平成24年度）

③スマートコミュニティとコンパクトなまちづくりプロジェクト（平成24年度）

④農業再生プロジェクト（平成27年度）

(3) まちづくり会社の設立

復旧・復興に関連する事業を効果的・効率的に推進するため、町民、地元企業等が参加するまちづくり会社「一般社団法人ならはみらい」を設立しました。

この組織は、復興に向けて町行政をサポートするもので、「公共性」「事業性」「地域密着性」を備えた復旧・復興需要の受け皿になります。また、本格復興期には、この組織が“新生ならは”づくりの推進役を果たすことが期待されています。すでに、町民主体のまちづくり活動を実践していくため、ならは応援団に町民からなる「なにかし隊」を結成し、事務局としてその活動を支援しています。今後とも、まちづくり会社を中心として、町民参加型のまちづくりを推進します。

なお、まちづくり会社の経営状況については、十分に透明性を確保するとともに、その実効性等について継続的に評価・改善していく仕組みも今後検討していきます。

(4) 広域的な連携による復興の体制

檜葉町の復興は、町単独で進められるものではなく、双葉郡全体としての復興を目指して取り組んでいかなければなりません。

このため現在、双葉郡内8町村の副町村長らで構成される「ふたばグランドデザイン」検討委員会により、双葉郡の将来像が検討されています。また、一般社団法人ならはみらいの呼びかけにより、郡内のまちづくり会社等が一同に会する双葉郡まちづくり会社等連絡会議（仮称）が設置され、スムーズな情報共有による地域の活性化や交流人口拡大に資するような連携を図るよう取り組みを始めています。檜葉町の復興は、このような体制の下で、教育、医療など各分野ごとに必要な広域的連携を図って進めていきます。

(5) 女性や子どもなどさまざまな町民の参画

復興のための各種施策をより良く実現するためには、さまざまな町民のアイデアや能力を活かしていくことが必要です。

男女共同参画が重要視される中、災害復興においても女性の力が大きく注目されています。また、町の将来を担う子どもたちには、計画段階から復興に関わる各種施策等の内容を学ぶ機会を設け、具体的な事業の計画づくりに参画していただくことで、自分たちのまちを自分たちで作っていくという気運が生まれるでしょう。

これまで、次の2つの活動が実践され、町民参加型のまちづくりが進められています。

- ①木戸駅付近・公園づくり：町民等による「公園設立準備委員会」が発足し、木戸駅付近の民有地に民間の力で公園づくりを推進した結果、復興事業に携わる作業員も参画するなど、交流の輪が広がっています。
- ②「檜葉町中学生室」プロジェクト：若年層による町民主体のまちづくりチームとして、「中学生室」を立ち上げて、町、まちづくり団体、企業等と連携した自主活動としてまちづくりを推進しています。

このように、女性や子どもたちをはじめ、さまざまな立場の町民が復興計画の推進に参画する仕組みを構築し、町民主体で進める復興を目指します。

3-2) 復興に向けた財政面の対応等

(1) 効率的・効果的な事業運営

この復興計画にもとづいて取り組む各種事業については、それぞれ具体的な事業計画を策定し推進していきます。なお、復興関連施設の整備事業については、今後の人口規模や供用開始後の維持管理経費が与える財政負担についても十分考慮した上で取り組んでいきます。

(2) 歳出の見直し、歳入の確保への取り組み

本格復興期以降の今後の財政状況については、歳入面では経常一般財源である町税等がさらに減少傾向にあるなか、歳出面では復興財源により整備した大規模公共施設等の維持管理費等に多額の財源が必要となります。町では、これに対応しうる財政力を備えるため、檜葉町財政運営戦略（本格復興編）を策定しました。

復興に向けた財政面への配慮として、すでに町では、震災前から行っていた各種事業についてすべてゼロベースでの見直しを行い、歳出縮減の努力を開始しています。また、PFI（民間資金等活用）による推進を取り入れるなど、民間活力の活用も図っています。

このように歳出を見直す一方で、歳入の確保も重要な課題です。東日本大震災以降、自主財源の割合が大きく減少しており、各種減免措置などの被災状況を踏まえた適切な見直し・平常化や、民間活力の推進に取り組めます。

(3) 復旧・復興資金を地域内循環する仕組みづくり

復旧・復興に関連する各種公共投資等が、まちづくり会社などを通じて地域経済の振興に結びつき、ひいては町の歳入確保へつながる「地域内循環」を推進します。

(4) コミュニティビジネス等を支援する仕組みづくり

原子力災害からの復興では、一般の自然災害にも増して、さまざまな課題が地域内で発生することが予想されます。そうした課題の解決には、町民等が主体となって取り組むことが有効です。

町は、太陽光発電事業に取り組み、その収益をまちづくり会社に還元する仕組みを構築し、町民主体のまちづくりを支援しています。

3-3) 復興計画の進ちよく管理の仕組みづくり

(1) 檜葉町復興推進委員会の設置

復興計画の見直しや進ちよく管理を担う目的で、「檜葉町復興推進委員会」が設置されました。復興推進委員会では、復旧・復興の取り組みと進ちよく、実施中の施策の調整や新規施策について、ご意見・ご提案をいただいています。

今後とも、復興推進委員会の協力を得て、次のような取り組みを実施します。

- ❖復興計画で目指す「新生ならは」を踏まえた復興指標の検討
- ❖委員等による現地視察・ヒアリングや復興関係データの整理・分析
- ❖町民意識調査や町民ワークショップ

(2) 計画の改定、町勢振興計画へのシフト

復興推進委員会の提言も踏まえて、取り組んでいる復興施策を次のような4つに判定するなどして、適宜、復興計画に掲げた復興施策の見直しや町勢振興計画への移行を図ります。

(復興施策の判定イメージ)

- ❖判定1：計画は概ね達成した（ので当該施策は終了）
- ❖判定2：町勢振興計画へ移行（特例的措置から、通常施策へシフト）
- ❖判定3：復興計画で事業を継続する
- ❖判定4：実行は困難、再検討する

復興計画で掲げた全ての施策について「計画は概ね達成」や「町勢振興計画へ移行」との判断がなされたときに、町の復興計画はその役割を達成したことになります。